

- (内) 獨演手當トシテ五卷以上解説ノ場合ハ金十圓(一週分)ヲ獨演料トシテ當事者ニ支給サレタシ
 - 七 説明部ニ干スル件
 - (イ) 説明部ニ定員六名以上ト定ムルコト
 - (ロ) 見習生一名又ハボーイヲ説明部付トシ會社雇トナシ最底三〇圓ノ月給ヲ支給サレタシ
 - 但シ夏期ハ(七八九)三ヶ月間月五回トサレタシ
 - 八 負傷疾病ニ干スル件
 - (イ) 公傷ノ場合ハ治療費全額休業中ノ給料全額、並傷害見舞金ヲ支給サレタシ
 - (ロ) 病氣缺勤ノ場合ハ一ヶ年以上給料全額ヲ支給サレタシ
 - (ハ) 但シ臨時代人ヲ要スル場合ハ其手當ハ會社負擔トス
 - (ニ) 臨時代人手當ハ會社負擔トス
 - 九 兵役關係服務ノ爲メ缺勤スル場合ハ給料全額ヲ支給サレタシ
- (但シ臨時代人ヲ要スル場合ハ其手當ハ會社負擔トス)

- 一〇 女子従業員ニ干スル件
 - (イ) 女子従業員ニ月二回ノ生理的休暇ヲ與ヘラレタシ
 - (ロ) 女子従業員ヲ二部制トサレタシ
 - (ハ) 女子従業員ニ年二回ノ定期昇給ヲ定メラレタシ
 - 一一 説明部員園田順一郎君ノ給料ハ他ニ比シ餘リニ安キニ付同君給料即時昇給ヲ承認サレタシ
 - 一二 組合ヲ認メ團體交渉權ヲ確認サレタシ
 - 一三 本問題ニ關シテ犠牲者ヲ絕對ニ出サマルコト
- 本歎願書ニ對シ來ル六月二十五日午後四時御回答下サレタシ
- 昭和七年六月二十四日

全國映畫従業員組合

錦座従業員代表 秋山楓月

湊川活動寫眞株式會社

專務取締役 前田眞之助 殿